

3月6日「JAL契約制客室乗務員の雇い止め撤回裁判」（高裁）を傍聴して

JALOB

（青柳裁判長及び陪審の裁判官が忌避されるという結果に）

春の到来を感じさせる、生暖かい風を感じながら傍聴券の抽選に並びました。

業務の一環でしょうか、会社からと思われる方も30名ほど並んでいました、ご苦労様です。

137名が並び42名が傍聴できたそうです。

1審（地裁）では、昨年10月に一部退職強要を認めて20万円の慰謝料の支払いを命じたものの、雇い止めの撤回は認めず、11月に原告、被告JALの双方から高裁に控訴されています。

高裁の青柳裁判長のもと、今日は2回目の口頭弁論が行われました。

JALは雇い止めの理由として、機内での仕事で日常的に起きている安全、接客の事象の中から、1年間ほどかけて51件ほど集めて適性がないと主張しているものです。

内容は「一杯のお茶をつくるのに、ポットを使用して大量につくった」とか「ギャレーのストッパー2箇所の確認漏れがあった」など些細のものがほとんどです。

誰でもこのように、1年間にわたっていいがかりと言えるような事象を集められたら、数え切れないほどになるでしょう。

原告側からは、こうした雇い止めの理由になっている事象は事実誤認も多く、コメントカードなどのクレームは1件ももらっていないこと、航空法に基づいて毎月報告されている安全トラブルやヒヤリハットの対象になるような事象も1件もないことをあげ、事実を調べるために原告や機内業務の実情について証言するための現役客室乗務員など4名の証人の証言を聞く必要があると法廷で訴えました。JALは証人尋問の必要性はないと主張しています。

青柳裁判長は、なぜか、びっくりするほど高圧的な態度で弁護団の主張を聞こうともせず、証人3名については必要性を却下しました。

証拠として提出された成績成績評価のチェックシートが退職強要を行った所属長によって、何カ所もCからDに修正され、評価の内容も「実務・知識はほぼ標準レベルに達しているが」という文章を全く異なる「実務・知識は標準レベルに達しておらず」と修正液で改ざんされた箇所をしめしても、おざりな確認しか行いませんでした。

弁護団が異議を申立をしようとする、青柳裁判長は一切聞かずに「異議は却下する」という有様に、弁護団はこれでは公正な裁判は期待できないとして3人の裁判官を忌避すると言う異例の結果になりました。

3月6日の朝、偶然に朝日新聞2面に「冤罪根絶を訴え最終講義に望んだ元裁判官」木谷明氏のインタビュー記事が目につき読んでいました。囲碁棋士の故木谷実九段のご子息です。

裁判官をつとめた37年間で言い渡した無罪判決は30件を超す。証拠の検討を緻密に重ね、上級審で覆ったことはない。「裁判官はエリート育ちの勝者が多い」「裁判官が証拠の不足を推測で補う危うさを戒めた」と言う主旨の内容です。

退職強要を受け、雇い止めまでされた、弱い立場の客室乗務員の苦しみを青柳裁判官が少しでも理解し公正な裁判を行う意思が少しでもあるなら、代理人の意見を聞かない、発言を強権的に押さえ込むなどの裁判の進め方はあってはならないことだと強く感じました。

原告の1回しかない、かけがいのない人生が、不公正な訴訟指揮で粗末に扱われることは許せないと思います、裁判官の忌避は珍しいことのようにですが、是非とも公正な裁判を行って欲しいものです。